

◇大阪市公園条例の一部を改正する条例

- 1 都市公園における行為の許可に係る申請書等の記載事項及び使用料等を免除し、又は減額することができる者の範囲を改めることにしました。
- 2 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料等の改定を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は同年7月1日又は令和7年3月1日から施行することにしました。

(建設局総務部管理課、公園緑化部調整課、公園緑化部緑化課)